

選択的夫婦別姓の速やかな実施を国に求める意見書（案）

国連の女性差別撤廃委員会は2024年10月29日、日本政府に対し国内のジェンダー平等に向けた取組を進めるよう促す総括所見で、4度目となる選択的夫婦別姓の導入に向けた法改正を求める勧告を行いました。

総括所見では、選択的夫婦別姓の導入について「いかなる措置も取られていない」と厳しく指摘しており、女性が結婚後も自らの性を保持できるよう、夫婦同姓を義務付けた民法の見直しを強く求めています。

日本経団連が2024年6月10日に政府に提出した選択的夫婦別姓の早期実現を求める要望書では、アイデンティティの喪失、あるいは不都合や不利益が女性に偏っているという女性の人権の問題とともに、通称使用によるトラブルの発生、企業にとってもビジネス上のリスクだということも指摘しています。

2010年に法務省が実施した調査では、結婚後に夫婦いずれかの氏を選択しなければならないとする制度を採用しているのは日本のみです。これまでと同様、結婚後に夫婦で同じ姓を名乗ることに加え、それぞれの姓を名乗ることも認める選択的夫婦別姓制度の導入が強く求められます。

よって、政府及び国会に対し、選択的夫婦別姓の速やかな実施を求めます。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月6日

【日本共産党提出】